

令和元年第6回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和 元年 9月26日(木)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	令和 元年 9月26日(木) 午前10時00分		
	議 長	会長 穴戸 栄一		
	閉 会	令和 元年 9月26日(木) 午前10時30分		
	議 長	会長 穴戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 8名 欠席 3名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	谷 村 敏 彦		○
	2	佐 藤 博 幸		○
	3	臺 川 幸 弘		○
	4	満 保 豊		○
	5	伊 藤 淳 一		○
	6	湯 澤 敏 孝		●
	7	山 下 雅 博		○
	8	奥 山 稔		●
	9	高 橋 一 博		●
	10	安 川 和 範		○
	11	穴 戸 栄 一		○
議事録署名委員		議席番号	3番 臺 川 幸 弘 4番 満 保 豊	
職務のため議場に出席した者の職氏名		事務局長	鎌 田 剛	
		事務局次長・総務係長	加 藤 智 子	
		総務係主査	藤 原 諒	

令和元年度第6回天塩町農業委員会総会

議長

ただ今の出席委員は8名であります。

定数に達しておりますので、ただいまから令和元年度第6回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長

これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、3番 臺川幸弘君、4番 満保豊君を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長

それでは議事に入りたいと思います。

議長

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。

氏から 氏に所有権の移転をするものです。

位置につきましては、3ページ、4ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行います。

全員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

全 員  
議 長

異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可いたしました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

貸主は 氏、 氏、借主については、 となっております。土地については、 番 外 筆となっております、転用面積は、 m<sup>2</sup>となっております。転用目的は土採取で、工期は令和元年11月1日より令和4年10月31日となっております。一時転用であり採後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力につきましては、残高証明書の添付があるため問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、所有者及び利用者の同意書があるため問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

9ページから37ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の質疑を行います。

谷村委員

奥の隣接している草地、写真でいくと、 番地 などと段差、高低差がつくのではないかと。

安川委員

隣がいいと言えればいい。

谷村委員

隣の人も続けて同じその目的があるとすればいいのかな。

谷村委員 その手前の さんの山林の土を採った後、段差がついたから。山林だから問題はないのかな。

事務局長 議案15ページに写真があります。小高くなっています。1mから2mくらい。  
佐藤委員 表土をきちんとめくって復元しないと。

議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。  
全員 異議なし。  
議長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可することといたします。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。  
事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について」  
ご説明申し上げます。

本件につきましては、天塩町長より、農業振興地域整備計画の変更について、  
意見の聴取があったところです。

農業委員会では、農業振興地域の除外及び、1ha以上の用途変更について、  
総会で意見を決定し町長に報告を行っているところです。

詳細につきましては、藤原主査より説明いたしますので、よろしくご審議賜り  
ますようお願いいたします。

事務局 40ページをご覧ください。計画地として、 番地の 、 、  
番地の 、 番地の 、 番地の 、 番  
地の で、 から鉄塔の建て替え工事のための除外の申請があ  
りました。既存の施設の老朽化と更新時期と農耕の支障の改善を目的として、鉄  
柱の建て替え工事を実施するため、除外をしたいという申請が来ています。面積  
は、全部合わせて  $m^2$ でございます。場所は、41ページから43ペ  
ージをご覧ください。

続きまして、45ページをご覧ください。 から の  
番地の ということで電子通信法の関係で除外の申請が来ております。面積とし  
ては  $m^2$ 。電波塔の申請でございます。鉄塔の場所、詳細については46ペ  
ージから48ページをご覧ください。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいま事務局より説明のありました、議案第3号「農業振興地域整備計画の  
変更について」の質疑応答を行ないます。

安川委員 さん1本、 さん2本、 さん3本、 1本。今は10本位ある。  
谷村委員 それを建て替える。  
事務局 本数が減ることによって、農耕の作業の効率化が図れると。

佐藤委員  
谷村委員

これやらなかったら電気が使えなくなる。  
ちょっと横にずれる。いらぬ分は撤去すると。

議 長  
全 員  
議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。  
異議なし。  
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。  
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員  
議 長

異議なし。  
異議なしと認めます。  
以上をもちまして令和元年度第6回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

令和 元年 9月26日

署名委員

( 3番) 臺川 幸弘 (印)

( 4番) 満保 豊 (印)